

第2版補訂版へのはしがき

読者の皆様に向け、長きご愛読に応じて本書第2版補訂版を公刊できることは幸福である。本書刊行の趣旨は、初版（2009年）以来掲載しているはしがきをお読み頂きたい。本版も基本的には変わらない。憲法学界の一部にある明治憲法復古主義とは一線を画し、現行憲法の近代立憲主義理解に徹する。

今回、法律文化社と相談の結果、『高校から大学への法学』〔第2版〕の改訂は見送り、本書のみ、最後のつもりで、この間の時の経過に沿った補訂を行うこととなった（このため、揃える際には法学篇は第2版の購入をお願いする）。章末の入試問題と大学での期末試験問題等は、なるべく新しいものに差し替えた。

* * * * *

2016年の改訂以降、憲法の分野でも様々な変化がある。最高裁でも結構な数の違憲判決が重ねられてきた（拙稿・横浜法学33巻1号49頁（2024）など参照）。特に、平等権や幸福追求権・人格権に関する画期的判決が下されたことは、日本社会に、あるいは（法律を作る国会議員を選び）それを究極的には許容してきた有権者・国民に反省を求める意味もあろう。成人年齢が国際標準の18歳に改められ、婚姻年齢も男女ともそれに合わされたほか、女性の再婚禁止期間が廃止されるなど、憲法学が長年訴えてきた問題が立法的に解消された。他方、この間、「報道の自由度」ランキングが低迷し（拙稿・憲法研究15号89頁（2024）など参照）、周辺国との対立は深まり、議員定数不均衡問題が未解決であり、公法学や政治学が懸念する問題が持続している。核保有国ロシアのウクライナ侵略という驚くべき現実、「新しい戦前」への危惧を醸し出すような新たな同盟関係による分断を生んでいる（日本も欧米豪印との軍事的関係を深めている）。こういった事象について、よく学習の上、意見をもって欲しいと思う。

また、企画段階から20年近く経過し、法律学の外でもいろいろな事象が生じている。地球「沸騰化」は進み、AIが急に進化した。日本では甚大な災害が続き、「ネオ55年体制」も続き、GDPは2位から4位に下がり（一人あたりのそ

れはより低順位である)、少子化も過疎化も所得格差拡大も進んだ。これからの日本を担う皆さんに複眼的に考えてもらうべき問題は山積みである。センター試験から共通テストへの移行は、そういった意味があろう(私学難関校入試でも進化を望む。拙稿・横浜国際社会科学研究所20巻3号15頁(2015)など参照)。そして、「諸学問の知恵」は高校の教科書における基礎知識を進化させている。鳥類の(哺乳類との共通の祖先からではなく)恐竜からの進化が明確にされ、鎌倉幕府の成立は1185年説に傾斜し、大航海時代のかの冒険家の名は(出身のポルトガル語の読みで)マガリヤニスという表記になりつつある。こういったことは法律学に直接・間接に影響を及ぼそう。諸問題の連関に気を付けつつ、近代立憲主義的な視点を踏まえて学習を進めて頂きたい。高校新科目「公共」は、当初、高校での道徳科目の代替物が意図されたようであるが、主権者として問題解決を考える科目に変容したのは当然であろう(拙稿・横浜国際社会科学研究所24巻1号1頁(2019)など参照。2018年学習指導要領の当該科目部分で「公共的な空間」なる造語が繰り返し用いられ、一部文脈で協同体主義の復古かと見える点は遺憾である)。まして、大学での憲法学習は主体的であるべきである。

* * * * *

法律文化社では小西英央氏のご退職されたため、本補訂では代わって舟木和久氏に大変お世話になりました。また、忙しい中、第2版のご執筆をお願いした全ての先生方にまた補訂版でも参加をお願いした(但し、今回は、多忙により編者御一任となった先生がある)。執筆の先生方にも深く感謝したい。

2025年1月

君塚 正臣

[追記]

本書の分担執筆者であり編者を陰で支えた福島力洋氏は、2024年12月18日に急逝された。インターネット法の大成が望まれていた。慎んで御冥福を祈ります。

執筆者一同

第2版へのはしがき

読者の皆様に向け、本書第2版を公刊できることは望外の幸福である。本書刊行の趣旨は、2009年刊行の初版へのはしがきをお読み頂きたく、第2版でも基本的なことは何も変わらない。なにより、法学・政治学を学ぶ大学1・2年生に、高校での学習との連関を再認識してもらい、大学での教養・専門基礎科目への効率のよい橋渡しをすることが本書の主目的である。初版は1年目から多くの読者に迎えられ、改訂が期待されていた。また、編者はその後、高校の教科書である『高等学校新現代社会』（帝国書院）の分担執筆者になったこともあり、「橋渡し」にさらに関心を持ち、責任も感じるようになった。

この度、高等学校の学習指導要領が改定され、続いて、山川出版社の6冊の用語集も大幅改訂された（2014年10月）ので、これらに準拠する本書も、新課程で学んだ高校生の大学入学に間に合うべく改訂した。改訂にあたり、用語を選抜する作業を行ったが、①この間に発生した事象（「空知太神社訴訟」など）が入ったのは当然だが、②「脱ゆとり教育」を反映して、難易度の高い語が取り上げられた例があり（「プライマリー・バランス」など）、③法教育への期待の高まりから、高校の教科書にも法律用語や事件名が増えた（「北方ジャーナル事件」など）ことなどがあり、このほか④全体を見直して入れたもの（「グラスノスチ」など）と抜いたもの（「メートル法」など）、⑤継続して採用するが表記を変更したもの（「アイヌ文化振興法（アイヌ新法）」など）がある。また、章末の大学入試センター試験問題、大学の期末試験問題等も原則として差し替えた。章の中には、以上の用語の差替えなどに伴い、大幅な改訂を行ったところもある。

* * * * *

こうしてみると、やはり7年の間にも変化はあるものである。大学での憲法教育の基礎となるべき重要語が高校段階でも学ばれる傾向が強まっていることは心強い。基本的に高校での各科目を、入試科目でないからという理由で殆ど勉強しないことは望ましくない。ただ、表現の自由や裁判所に関する語が、高

校段階ではなお少ないことは残念である（他方、高校の教科書に関わって、社会権や地方自治の非常に細かい知識が高校段階で教えられていることも再認識した）。

本書の副次的効用は、初版はしがきに述べた通りであるが、3点補足したい。まず、高校で政治・経済や現代社会を教授されている先生方には、憲法教育の観点からのご活用もご検討願えればとも思うことである。二重の基準論あたりは入試問題でも頻出であり、そういった対策としても有用である。そして、大学の法学部の教員や3年次以上の学生、卒業生たちにも、この本を通じて、憲法学の周辺学問等の変化（例えば、「農協」は「JA（農業協同組合）」に変わり、「平塚らいてう」という表記がかなり定着したなど）を感じ取って頂き、知的摂取の第一歩を踏み出すことを求めたいということである。憲法学は安保法案をめぐる昨夏の動きをはじめ、世の中の変化と無関係に存在はできないであろう。加えて、入試問題を出題にあたられる先生方には、本書を検討の上、重要事象・関連性・思考パターンを軸に出題して頂きたいと願うものである（実は意外と精神的自由は出題されていないが、重要性に鑑みるとたいへん遺憾である。この点、拙稿・横浜国際社会科学研究所20巻3号15頁（2015）など参照）。

* * * * *

本書と『高校から大学への法学』の2冊の改訂にあたっては、初版同様、法律文化社の小西英央氏に多大な貢献をして頂いた。また、忙しい中、初版のご執筆をお願いした全ての先生方にまた第2版でも参加して頂いた。執筆の先生方にも深く感謝したい。

2016年1月

君塚 正臣

はしがき

本書は『高校から大学への法学』の姉妹編として刊行された。2冊の企画趣旨は『高校から大学への法学』のはしがきにも記したことであるが、法学・政治学を学ぶ大学1・2年生に、高校での学習との連関を再認識してもらい、大学での教養・専門基礎科目への効率のよい橋渡しをしていただくことを意図している。法律や政治、政策系の学部・学科に合格した新入生（特に、準備期間の長いAO入試や推薦入試の合格者）には、なるべく早い段階で読んでもらいたい本と考える。また、教養科目「日本国憲法」、専門基礎科目「憲法入門」、「公法入門」の教科書にも最適である。

姉妹編同様、高校の地歴・公民分野で、大学の法学・政治学学習に必要な語は、山川出版社の6冊の用語集から選抜した。理科分野は、ブルーバックス・新しい高校理科教科書シリーズ（講談社、2006年）から選抜した。これらは、本書では太字で表記してある（英数国その他もちろん軽視できない）。また、大学の教養・専門基礎段階で新たに押さえておくべき法学・政治学の語は、本書では下線つきの太字で表記した。これを今後の学習の起点としていただきたい。加えて、学習に寄与するため、各章には概念図、**Column**や**Keyword**、#補足的記載、それに章末に設問や参考文献を付したので、適宜利用して欲しいと思う。

憲法については、それこそ小学校以来勉強していることでもあり、また条文も少ないので、与みやすい心理が働こう。しかし、「正解」を覚えて満足できた高校までの勉強（教育）とは異なり、大学以降の研究（学問）には「正解」などなく、断片的な知識を無秩序に書き散らせばよいものではないのである。自衛隊（の存在、海外派遣）のようないかにも政治的な事件ばかりではなく、プライバシーを理由に裁判所はモデル小説の刊行差止めができるか、などといった問題についてまで、世の憲法問題・憲法事件には合憲・違憲の両論、それも理由の異なる主張が渦巻き、論争は永遠に続くようにさえみえる。

その中で、事案への「結論」が他人から求められる。大学で法律学をかじった者の宿命である。だが、神（教師？）の啓示の如き「正解」はない。自分で考え、自分で組み立てて、自分で結論を出さねばならない。その際、独善だといわれなければならないためには、基本概念、基本理論、（賛成するか反対するかはともかく）主要な判例（最高裁判所大法廷判決・決定）や通説・有力説は踏まえねばならないのである。これらを確認し、理論的に整理する必要がある。その段階で、大学での憲法学習の質の違いを理由に、高校までの憲法学習の知識を捨て去ってしまうのはモットイナイと思う。また、ある制度や人権が、どのような歴史的経緯や思想を支えにしているのかは、専門科目の「憲法」では語る余裕がないことが多いので、初学者の段階で噛みしめておくべきであろう。

ただ、高校での学習は有用とはいえ、大学の憲法学習とのズレがないではない。特に、「人権の花形」ともいわれる表現の自由や、司法権・憲法訴訟に関する理論面、それに全体的に「争点」といわれる箇所のさまざまな学説や判決については、（仕方のないことではあるが）高校までの知識では足りず、初学者といえども新鮮な気持ちで学習に励んで欲しいと思う。

本書と『高校から大学への法学』の2冊の刊行にあたっては、『ベーシックテキスト憲法』（2007年）同様、法律文化社の小西英央氏に多大な貢献をして戴き、（誕生時の首相はすでに佐藤栄作であった）若輩の編者を支えていただいた。また、忙しい中、この企画に参加していただいた若手公法学者の皆様にも深く感謝したい（なお、「はしがき」の主張は編者のものであり、全執筆者を巻き込むものではない）。そして、読者の皆様の学習、学問、研究が進展することを祈ります。

本書の性格上、参考にさせて戴いた先行業績の一部を章末に掲げるにとどめ、細かくは引用致しませんこととお詫び申し上げます。

2009年1月

君塚 正臣